西連携型小中一貫校 いじめ防止全体計画

関連法規•施策等

いじめ防止対策推進法及び関連施策

群馬県いじめ防止基本方 針及び関連施策

藤岡市いじめ防止基本方針及び関連施策

学習指導要領

未

然

防

止

早

期

発

見

早

期

対

応

西連携型小中一貫校の教育目標

「未来を切り開く力をもった子どもの育成」

CSを基盤とする小中一貫教育の充実により知徳体の調和のとれた子どもを育成する。

- ・9年間の学びの連続性
- 生徒指導の継続

家庭 地域

児童の実態 保護者の願い 地域の願い 社会の動向

いじめ防止対策のねらい

いじめは、基本的人権に係る重大な問題であり、いつ・どの学校においても起こり得るという意識のもと、学校・家庭・地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、児童一人一人が互いの存在を認め合い安心して通える学校づくりを目指す。

いじめの基本的な認識(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。 (いじめ防止推進法 第2条の定義による)

いじめ防止の基本方針

- (1)いじめはどの学校にも起こり得る意識のもと、児童理解に努め、全職員共通理解を図る。また、いじめ・重大事態発生時には、担任・学年主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・教頭・校長と連携のもと早期対応に努める。
- (2)人権週間や道徳、特別活動等を活用し、日々の授業や学級経営の中で,自他の存在を認め合い、人権尊重の考え方を正しく身につけさせ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童一人一人に理解させる。
- (3)教師と児童相互の信頼関係づくりに努め、「学習スタンダード」を基本に、「わかる授業」の工夫や児童一人一人が認められる「居場所づくり」の工夫を図ることで、児童の自己有用感を高める。
- (4)毎月の生活アンケートをもとにそこから得た情報を全体で共有し、個別指導や教育相談につなげることで、早期発見・早期対応だけでなく未然防止にも努める。
- (5)児童一人一人の小さな変化を見逃さず、学業不振(不適応)、登校しぶり、いじめ等、問題行動の早期発見に努め,教育相談や特別支援教育と連携し、早期対応を図る。
- (6)いじめ防止対策委員会、生徒指導部会と連動していじめの事案に対応し、いじめに関する事案について は初期のうちに対処して行く。
- (7)学校運営協議会の枠組みや保護者会等を活用し、人権教育や規範意識、ネットモラル等、いじめ防止対策に関わる取り組みについて情報を発信し、学校・家庭・地域と一体となっていじめ防止に努める。
- (8)児童生徒が主体の群馬県や多野藤岡地区、藤岡市全体での防止活動を活用し、児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、いじめのない学校づくりに参画できるようにする。

一貫校各校内指導体制

いじめを許さない風土づくり

家庭・地域・関係機関との連携

- ①いじめ防止対策のPDCA
- ②いじめ防止対策委員会の設置 (生徒指導部会)
- ③人権集中学習の活用
- ④教育相談の活用
- ⑤養護教諭との連携
- ⑥特別支援コーディネーターとの連携
- ⑦いじめ防止に係る児童生徒主体 の活動支援
- 8全職員による共通理解

- ______ ①人権教育の充実(人権尊重)
- ②道徳教育の充実(規範意識)
- ③特別活動の充実
- (望ましい人間関係づくり)
- ④学習スタンダードをもとにした、 わかる授業の充実(居場所づくり)
- ⑤情報モラル指導の充実 (ネット(SNS)いじめの防止)
- ①保護者との緊密な連携
- ②一貫校各校の連携
- ③学校運営協議会との協働
- ④カウンセラーとの連携
- ⑤PTA·民生委員と連携
- ⑥教育委員会への報告と連携
- ⑦藤岡警察等関係機関との連携